

労働基準法の一部を改正する法律案要綱

第一 労働条件の原則の改正

労働基準法で定める労働条件の基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととする規定を削るものとする。 (第一条第二項関係)

第二 雇用形態を理由とする賃金についての差別的取扱いの禁止

一 使用者は、労働者の雇用形態を理由として、賃金について、差別的取扱いをしてはならないものとする。 (第四条の二関係)

二 一の違反行為に対して、所要の罰則を設けるものとする。 (第一百十九条第一号関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整理を行うものとする。